

教えて！土手内さん

2023年 11月号

～贈与は正しい知識と余裕をもって実行しましょう～

暦年課税とは、1年間の贈与額が年間110万円以下であれば贈与税が非課税になる制度で、これを利用した贈与が『暦年贈与』と呼ばれています。贈与税の基礎控除を利用し、生前に財産を受け渡すことで、相続税を節税できる対策として広く知られています。

以前より『相続税と贈与税が一本化され、暦年贈与がなくなるかも』と話題になっていましたが、令和5年の税制改正にて暦年贈与に関する改正が行われました。

～暦年贈与の改正～

- ・ 暦年贈与の相続財産への加算期間が、相続開始3年前⇒相続開始7年前に延長。
(令和 6年1月1日以降に贈与するものが対象。)
- ・ 改正の緩和措置として、延長された4年分(令和 6年1月1日～令和 9年12月31日)までの贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算しない。
(完全に7年になるのは、令和 13年1月1日の贈与から)

今回の改正のポイントは、『相続財産への加算期間が7年』に延長されることです。今までは相続が発生する『3年前まで』だったのが、『7年前まで』に延長されるということは、相続税が増えることとなります。『暦年贈与の廃止』というよりも、『暦年贈与の節税効果を縮小』する改正のようです。なお、贈与税の基礎控除110万円に変更はありません。

改正前の暦年贈与(相続財産への加算期間が3年)は、今年の12月31日までに贈与した分までとなります。贈与を行う際には以下の点に注意するとよいでしょう。

① できるかぎりの証拠を残す

契約書は必ず作成し、現金の手渡しよりも通帳間の移動(振込・振替)で行いましょう

② 贈与税の申告(納税)をする

申告は受贈者が行うので、贈与の事実を知らなかったことを防ぐことにもなります

③ 受贈者が財産を管理する

受贈者が自ら作成・管理している通帳・印鑑にて手続きをしましょう

令和5年の改正では、贈与税の見直しや措置が他にもあります。贈与をお考えの際には、担当者にご相談ください。

税理士法人
土手内総合事務所

